

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和5年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年3月22日

下呂市監査委員 都竹 基己

下呂市監査委員 今井 能和

令和5年度 財政援助団体等監査指摘事項等に伴う措置状況

監査意見（1）指定管理業務について
担当課：まちづくり推進部 まちづくり推進課
基本協定における管理物件は、下呂市萩原あさぎり体育館、下呂市萩原あさぎり総合グラウンド、飛騨川公園及び桜谷公園となっているが、管理業務仕様書（明細）に、その他業務として萩原地区の社会体育施設及び学校開放施設（合計8施設）の受付管理に関する業務が規定されている。業務内容は、施設の許可権限を市、教育委員会に有したまま、使用受付及び使用料の収納（徴収は地方自治法施行令第158条により委託）業務を特定非営利活動法人萩原スポーツクラブが行うというものである。本来、指定管理の協定書においては、該当施設に関する事項のみを記載すべきであり、当該施設以外の業務を委託する場合は、別に契約を締結し、その委託料についても指定管理料とは別に歳出科目を設定する等会計事務の明確化を検討されたい。
措 置 状 況
（措置済、 改善中 、未措置） 令和6年度より委託事業として別途契約予定。令和6年度当初予算計上済み。

監査意見（2）指定管理施設内での事務所使用について
担当課：まちづくり推進部 まちづくり推進課
現在、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブについては、その事務所を指定管理施設である下呂市萩原あさぎり体育館内に置いている。特定非営利活動法人萩原スポーツクラブは指定管理業務以外にクラブ運営業務及び下呂市スポーツ協会の業務を受託しており、その事務についても同事務所内で行っている。 指定管理施設内に事務所等を置く場合、その施設に関する業務のみを実施するのが本来であり、当該施設に関する業務以外の業務を実施する場合は目的外使用となるため、行政財産の目的外使用申請書の提出等検討されたい。
措 置 状 況
（措置済、 改善中 、未措置） 令和6年度より目的外使用の手続きを行う予定。

監査意見（3）施設内非常口の整理整頓について
担当課：まちづくり推進課（特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ）
下呂市萩原あさぎり体育館の炊事場内非常口に物品が置いてあり、非常時避難に支障がある。常日頃、非常口近辺の管理には十分注意されたい。
措 置 状 況
（ 措置済 、改善中、未措置） 物品を撤去し、避難経路を確保した。

監査意見（４）下呂市萩原あさぎり体育館、桜谷公園の第三者委託について

担当課：まちづくり推進課、建設総務課（特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ）

指定管理者が本業務を第三者に委託する場合、事前に市の承諾を受けなければならないことになっている（基本協定書第 15 条）。現在、あさぎり体育館の夜間・休日の鍵の管理を近隣住民に、桜谷公園の管理業務をシルバー人材センターに委託しているが、市からの承諾を受けていないことから、下呂市と協議して是正されたい。

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

あさぎり体育館の鍵管理委託について、令和 6 年度より協議書を提出し協議する予定

監査意見（５）飛騨川公園・桜谷公園の施設管理業務報告の改善について

担当課：建設部 建設総務課

飛騨川公園・桜谷公園の施設管理業務については、指定管理者から提出される業務報告書により市が履行確認しているが、現在の業務報告書では、業務の実施内容、実施期間、完了写真等を確認できないため、施設管理業務の詳細が確認できる業務報告となるよう是正されたい。

措 置 状 況

（**措置済**、改善中、未措置）

点検簿を修正し（済み）、令和 6 年度から実施予定。

監査意見（６）飛騨川公園・桜谷公園の施設維持管理マニュアルの作成について

担当課：建設総務課（特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ）

現在、飛騨川公園・桜谷公園については、あさぎりスポーツ公園施設維持管理マニュアルに基づいて施設管理業務を実施しているとのことであった。

飛騨川公園・桜谷公園についても、施設の実態に即した施設維持管理マニュアルを作成して適正に管理されたい。

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

現在、マニュアル作成について萩原スポーツクラブと協議中。

監査意見（7）備品台帳の整備について

担当課：健康医療課（株式会社ホリスティック南飛驒）

基本協定書に記載されている備品等（Ⅰ・Ⅱ種）について、指定管理者側の台帳が整備されていなかった。Ⅰ種は市が購入し指定管理者に貸与している備品であり、Ⅱ種は指定管理者が購入した備品であるが、いずれの備品の管理も施設の経理事務に必要であり、市との情報共有のためにも台帳を整備し、管理を徹底されたい。

措 置 状 況(措置済、**改善中**、未措置)

現在備品台帳を作成中。作成後は、必要に応じ適切に加除し、管理を徹底する。

監査意見（8）避難経路の確保について

担当課：健康医療課（株式会社ホリスティック南飛驒）

温浴施設棟の喫茶コーナー付近に設けられた非常口に物品が置いてあり、非常時の避難に支障がある。常日頃、非常口近辺の管理には十分注意されたい。

措 置 状 況(措置済、**改善中**、未措置)

非常口の物品は既に撤去した。非常口付近に物品等を置かないようにスタッフへ周知徹底する。

監査意見（9）自主事業の実施に係る承認について

担当課：高齢福祉課（社会福祉法人 下呂福社会）

社会福祉法人下呂福社会では、自主事業として「介護用品支援サービス・あひるバンク」を実施している。当該事業は指定管理施設以外において実施しているが、その事務については指定管理施設内で行っている。協定書第44条第2項には、このような場合においては、市に対して業務計画書を提出し、承諾を受けなければならないと規定されているため是正されたい。

措 置 状 況(措置済、**改善中**、未措置)

自主事業については承認手続きを取り対応済。